



あおいろ通信

Kisarazu

発行所 木更津青色申告会
 発行者 山口 庸一
 編集 広報委員会

木更津市中央3-2-7 唯野ビル3F
 TEL 0438-23-8401
 FAX 0438-38-3031

Number
 199
 since 1975



木更津税務署
 署長 金田 安晴



木更津青色申告会
 会長 山口 庸一

謹賀新年

本年もよろしくお願いいたします



明けましておめでとうございます。会員の皆さま方には、輝かしい新年をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。昨年、令和七年のスポーツ界では、ドジャースの大谷翔平選手の活躍など、日本選手の世界的活躍が目を見えましたが、十月には日本初の女性総理誕生で、新たな気運を感じる年でもありました。このような状況の中、本年を会勢の活性化を図っていく基点として、さまざまな取り組みを進めて参りたいと思います。昨年度は、指導委員会の精力的な研修の取り組みのおかげで、青色コーナーでは税務署との連携をはかり、前年以上の成果を上げることができました。また、厚生事業委員会は、研修旅行の代替として、会員様でもあります「いとや旅館」での一泊親睦会を開催するなど、会員間の交流を深めることができました。女性部の皆さまにも例年通り勉強会、日帰り研修旅行などの行事にすんで参加していただきました。役員の皆さま方には、会員減少の現状にもかかわらず、精力的に活動いただき誠にありがとうございます。

しかし、木更津青色申告会の現状として、会員減少と高齢化がすすんでいます。会員減少への対策として、一人一人の周囲の個人事業主様への声掛けや、青色コーナーでの入会のお誘いは、地道ではありますが有効な手段と私は考えます。また、ブルーリターンAの利用率はまだ五十パーセントに満たない数字ですので、利用率向上を図り、会員サービスの向上と退会防止につなげていきたいと思っています。青色コーナーでは、木更津税務署様との調整により、入会可能性の高い方を誘導し、一人でも多くの方にご入会いただけるよう、検討を進めてまいりました。コーナーに参加いただける役員の方々には、研修会にてお誘いトークをぜひ習得していただき、会勢拡大にご協力をお願いいたします。なお当会では、今後も安定したサービスを継続していくため、会費の見直しが決定いたしました。別紙案内をご覧ください。結びに、新たな年を迎えられました会員の皆さま方の今年一年のご活躍と事業の繁栄、ご家族の皆さまのご健康を心から祈念いたしまして、年頭の挨拶といたします。今年一年どうぞよろしくお願いいたします。

明けましておめでとうございます。

令和八年の年頭に当たり、木更津青色申告会の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

山口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

旧年を振り返りますと、八月に役員様との意見交換会を開催していただき、活発なやり取りをさせていただきました。九月には女性部の皆様を署へお招きし、勉強会や昼食会を通して親しく交流させていただきました。十月の久留里城まつりが雨天中止になってしまったのは残念でありました。本年も皆様との交流を楽しみにしております。

さて、間もなく令和七年分の確定申告の時期を迎えます。

今年も申告書作成会場内に青色コーナーを設置します。青色申告制度の普及には木更津青色申告会の皆様のお力添えが必要です。よろしくお願いいたします。

現在、国税庁では「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて業務のデジタル化に取り組んでおります。

e-Taxについては、昨年の十月よりID・パスワードの新規発行が停止されました。マイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告を是非お願いいたします。

また、納税につきましても口座振替をはじめ、様々なキャッシュレス納税手段がありますので、ご利用ください。

これから寒さが本格化します。健康には充分ご留意ください。結びに当たりまして、新しい年を迎えられた木更津青色申告会の益々のご発展、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



納

令

税

和

表

7

彰

年

受

度

彰

者

11月13日(木)木更津税務署、木更津税務懇話会共催、四市協賛による令和7年度納税表彰式が東京ベイプラザホテルにて開催されました。

当会から、鈴木一郎氏、石井修氏、高橋和雄氏、小野奈保美氏、鵜田直久氏ほかを受賞し、表彰状の贈呈が行われました。

木更津税務署長表彰状

鈴木 一郎さん(君津支部)ほか

木更津税務署長感謝状

石井 修さん(上総支部)

高橋 和雄さん(袖ヶ浦支部)

木更津税務懇話会長感謝状

小野 奈保美さん(富士見中央支部)

鵜田 直久さん(富来田支部)



受賞者の方、おめでとうございます。
これからも木更津青色申告会の会運営にご協力お願い申し上げます。



指導委員会主催研修会

9月17日 10月15日 11月19日

女性部勉強会 木更津税務署にて
9月9日



ヤクルト富士裾野工場

女性部日帰り研修旅行
10月21日

三嶋大社



女性部フラワーアレンジメント講習会
11月4日

木更津青色申告会親睦会
10月31日



令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。)

1 基礎控除の見直し

(1) 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額132万円以下	: 95万円(改正前:48万円)
合計所得金額132万円超336万円以下	: 88万円(令和9年分以後は58万円)(改正前:48万円)
合計所得金額336万円超489万円以下	: 68万円(令和9年分以後は58万円)(改正前:48万円)
合計所得金額489万円超655万円以下	: 63万円(令和9年分以後は58万円)(改正前:48万円)
合計所得金額655万円超2,350万円以下	: 58万円(改正前:48万円)

2 給与所得控除の見直し

- (1) 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。
- (2) 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

3 特定親族特別控除の創設

(1) 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(2) 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が毎月(日)の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与 : 親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合

公的年金等 : 親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

4 扶養親族等の所得要件の改正

上記1(1)の基礎控除の改正に伴い、次のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件 : 58万円以下(改正前:48万円以下)

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件 : 58万円以下(改正前:48万円以下)

勤労学生の合計所得金額の要件 : 85万円以下(改正前:75万円以下)

また、上記2(1)の給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられました。(抜粋)

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

税理士の代理送信・相談日

●相談日 3月2日(月) ●代理送信日 3月5日(木)

★予約の際は「税理士希望」とお伝えください

●事務局より●

* 12/27(土)~1/4(日)まで事務局は冬季休業のため 御用の方は1/5(月)以降にお願いいたします。

* 事業主が変更された場合は事務局へご連絡をお願いします。